　　 税関係証明書交付請求書（サービスセンター等用）

(職員記入欄)

免許　旅券

外登　在留

住カＢ身手

番カ

保険　後期

介護　年手

年証

学証　社証

預 キ・ク

診　 住カＡ

聴聞

その他（　　)

№

－

受付

交付

出力

点検

（請求先）長岡市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※本人確認を行います。確認できる書類をご提示ください。 | | 年　　月　　日 | |
| １　窓口に来た人（請求者） | | | |
| 住　所 | | | 電話番号《携帯可》  （　　　）　　 － |
| （よみかた） | 証明を受ける人とあなたの関係  □本人（法人の代表者も含む）  □同住所の家族（続柄　　　　　　）  **※**  **委任者の署名又は代表者印が必要です。**  □相続人・・確認書類が必要な場合があります  本人　要聴取  委任　不  □代理人  □その他（　　　　　　　　　　　　） | | |
| 氏　　名  西暦 ／ 明・大・昭・平・令 　 年 　月　　日生 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２　どなたの証明書が必要ですか？ | | | |
| □　窓口に来た人（請求者）と同じ　　　　　　 ※法人の代表者が来庁する場合は本人請求と扱います。 | | | |
| 本人以外が請求する場合は、下記の欄の記入が必要です。※個人の請求で本人が自署できない場合は、押印してください。  **「私は、上記１の請求者を代理人として本書を持参させますので、証明書を交付してください。」** | | | |
| □個人 | 住　所 | （よみかた） | **※委任の印** |
| 長岡市 | 氏　　名  西暦 ／ 明・大・昭・平・令 年 　月　　日生 |
| □法人 | 所在地  電話番号（　　　　　）　　　　－ | （よみかた） | **代表者印** |
| 法人名及び代表者氏名 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３　どの種類の証明書が必要ですか？ | | | | | | |
| 所得等証明 | | 納税証明 | | 資産評価等証明 | | |
| 平成・令和　　　　　　年度  （平成・令和　　　　　　年分の所得）  □最新版のもの | | 平成・令和　　　　年度 | | 平成・令和　　　　年度  土地・家屋（全部・一部）  　一部の場合は裏面に所在地を記入してください | | |
| 市民税・県民税  **所得・課税証明** | 通 | 車検用軽自動車税（種別割）  【標識番号】  　長岡 | 無　料  　　　　通 | 評価証明 | 通 | 枚 |
| 公課証明 | 通 | 枚 |
| 法人営業証明  （現年のみ） | 通 |
| 課税証明 | 通 | 枚 |
| **※**　土・日・祝日は「市民税・県民税　所得・課税証明」のみ取り扱います。  また、内容によっては即日発行できない場合があります。 | |
| 市民税・県民税 | 通 |
| マンション等の区分所有建物の証明は取扱っておりません。 | | |
| 法人市民税  　　年　　月　　日  事業年度　　　～  　　　　年　　月　　日 | 通 |
| 使用目的（提出先） | | |
| □登記（法務局）　　　□資産確認  □申告（税務署）  □融資等（金融機関）  □競売・訴等（裁判所）  □その他（　　　　　　　　　　） | | |
| 固定資産税  都市計画税 | 通 |
| 軽自動車税（種別割） | 通 |
| この用紙はサービスセンター等用です。  サービスセンター等ではここに掲載されている以外の税証明は取り扱いません。  証明内容によっては、アオーレ長岡（本庁舎）及び各支所での手続きが必要になります。  あらかじめご了承ください。 | | | | | | |

資産評価等証明

土地・家屋の一部の証明を請求する場合は、必要な物件の所在地を記入してく

ださい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 町　名 | 地　番 | 家屋番号 |
| 土地 ・ 家屋 |  |  |  |
| 土地 ・ 家屋 |  |  |  |
| 土地 ・ 家屋 |  |  |  |
| 土地 ・ 家屋 |  |  |  |
| 土地 ・ 家屋 |  |  |  |
| 土地 ・ 家屋 |  |  |  |
| 土地 ・ 家屋 |  |  |  |
| 土地 ・ 家屋 |  |  |  |
| 土地 ・ 家屋 |  |  |  |
| 土地 ・ 家屋 |  |  |  |

※　亡くなられた人名義の証明を請求する場合は、相続人であることが確認できる

戸籍が必要な場合があります。

* 賦課期日（１月１日）以降に所有者移転の登記をし、新たに所有者となった人

　が請求する場合は、そのことを確認できる登記簿が必要です。

※　借地人・借家人が請求する場合は、賃貸借契約書の写し等が必要です。

　詳しくは窓口の職員におたずねください。

R5.10～